

同友会運動における中小企業憲章・条例推進運動の 意義，成果，教訓，今後の方向

杉村征郎

(杉村精工株式会社 取締役会長)

要 旨

中小企業家同友会が2003年「中小企業憲章・中小企業振興基本条例」の制定を提唱してから15年，2010年6月，中小企業憲章「閣議決定」後8年を経過した。2018年の会勢は4万7千名近くとなり，憲章制定以降の入会者は7割に迫りつつある。本稿の目的は第1に，今改めて「憲章運動とはなにか」，「なぜ同友会が憲章なのか」の問いを立てる。「時代の要請」の理論的根拠および普遍性を検証する。同時に憲章の理念目的の「表現」が十人十色であり，その多様性が運動を前進させたことは事実である一方，「制定」後の運動の継承と方向性に懸念の傾向があり得ることを指摘する。

第2に，「同友会運動」を含む「憲章運動」の主体的担い手の社会的階層の特性を検討し，学習運動の不可欠の重要性について明らかにする。その際「なにを学習すべきか」，および「自社分析」の限界について私見を述べる。

第3に，閣議決定「中小企業憲章」に内包する限界と矛盾，それに対する評価の軽重が憲章運動に及ぼす影響について検証する。

第4に，憲章の国会決議等，具現・実質化を求める幅広い長期的活動と共に，「中小企業振興基本条例」制定・見直しが「地域から日本を変える」可能性を持つ。ただし，プロセスと学習を取得した多数の主体的担い手が成否の鍵となることを確認し，今後の「憲章・条例運動」の方向性と展望を明らかにする。

キーワード

中小企業憲章，中小企業振興基本条例，推進運動，主体的担い手

1. なぜ同友会が「中小企業憲章」を提唱したのか

「中小企業憲章」（以下，憲章）について論ずるときには，その内容は広範囲であるゆえに，切り口というか考察しようとする課題を絞らなければならない。

その広範な内容というのは大別して2つの視

点であろう。1つは，主として憲章および「憲章運動の総括」を論ずる場合，その意義，成果，教訓，課題。2つ目は「憲章そもそも論」を論ずる場合，その定義，理念，目的，主体的担い手などであろう。そのどちらにしても，相互に関連し，相互に絡み合う諸課題が広範囲に派生する。

本小論は，2つ目，憲章・条例運動における

「そもそも論」、その理念と目的が形成される経過と背景および成果・達成のために運動を担わざるを得ない中小企業家、なかんずく、各都道府県に所属する中小企業家同友会（以下、同友会）会員についての考察へ筆者の関心は傾く。「今、なぜ同友会が憲章なのか」と根本的、基本的な問い立てを繰り返すことなくして、「憲章」の必要性が自分の問題として捉えることなくして行動し、他に影響をおよぼしていく動機にはなりにくい。主体性をもつ運動の担い手の輩出こそ憲章・条例の制定とその実効性を担保することになるからである。しかしながら、第1章は、筆者がこれまでこだわり続けてきた講演のレジュメ——毎回90分でも収めきれない内容であるが、本稿の読者には必要ではなく、簡略する。

(1) 新自由主義の跳梁、日本経済の「激変消滅」の時代からの脱却

第2次世界大戦後、資本主義先進国の多くはケインズ主義と社会改良主義を主要な柱としておおむね順調な経済発展、併せて福祉を増進させた。60年代後半に至り財政硬直化、経済運営の行き詰まりが表面化する。70年代初頭、中東戦争勃発によるオイルショック惹起により景気、財政の更なる悪化で世界は大きな変調の渦へと進む。1979年フリードマン『選択の自由』刊行、英・サッチャー政権、翌80年米・レーガン大統領登場、マネタリズム諸政策の実行。その後、「ベルリンの壁崩壊」があり、ソ連、東欧諸国の混乱により、資本主義先進国での社会主義国との対抗要件としての社会改良的政策が希薄化、新自由主義政策が跋扈した。サッチャー、レーガンの下敷き日本版が中曽根政権を媒介とした小泉政権「構造改革」であり、結果として「国民生活より国家第一」の日本の今日の状態を招来させた。政権を支え、政策・施策を強行した人々は新自由主義の何たるか、それがもたらす行きつく先を深慮していたとは思えないが、彼らの心情の根っこには、共通する「価値観」とイデ

オロジーがあった。その新自由主義思潮とグローバル化の潮流は、経済のみでなく対抗理論を踏まえぬ資本主義原理の純粋化した現実化によって、人間性さえも破壊する状況に国民を巻き込んだのである。マネー欲望の肥大、勝ち組・負け組と自己責任の強調は、格差・富と貧困の両極化を招き、教育と就職の世襲化、自死、子供間のいじめや子供の虐待、離婚や未婚の増加、就業構造悪化への立法化、労働者派遣の自由化、雇用条件の緩和と悪化、「普通」の中小企業の切り捨てと「地域の崩壊」をもたらした。彼らの政治・経済的片言隻語の数々は、一見納得風だが、水を替えない雑巾がけを繰り返す様であり、先に言った者の勝ちであった。「小さな政府」、「官から民へ」、「働き方の自由」、「すぐに役立つ教育」、や日本経済「3つの過剰」雇用、設備・負債の解消策の真の目的、めざす日本の姿は、税理念（応能負担原則）の否定、大企業減税と消費税導入、国民の命綱である生活保障・年金・医療・介護費の削減であり、日米軍事同盟再編強化と軍事費の増額であった。「貿易立国から投資立国」、ものづくりは「Made in Japan」から「Made by Japan」に転換する。その筋骨と推進者は、新自由主義イデオロギーの学者および日本経団連であり、政府の経済財政諮問会議など全ての省庁の政策方針に関わっている。新自由主義の困惑と弊害は、汎大陸的歴史、文化を共有するEU諸国でも同様であり、EU憲章制定につながっていく。私たちもまさに圧倒的多数の人々の生活、中小企業の経営困難の根っこにある新自由主義を克服する壮大な運動かつ同友会の理念・歴史を受け継ぐ同友会らしい運動であると意識していたのである。

(2) 人類史と未来を拓く思潮 新しい価値観

「価値観に基づいて次期米大統領に協力を提案したい」。2016年トランプ氏が大統領選に当選すると、メルケル独首相は祝意の中で「価値観」の重要性を強調した。わざわざそうクギを刺したのは右派ポピュリズムに脅威を感じてい

ることの表れであり、ナチスの戦争犯罪に対しヒトラーを支持した国民として自らの罪と責任に向き合ってきた人であるからである。

今や、世界各地で見られている大衆迎合の右寄り傾向は、その根底にある新自由主義的価値観が行き詰った、あるいは判断がつかず困惑したそのマグマが噴出している現象なのである。世界の人々は人類生存の根幹である地球、国民国家と「くに」¹⁾、共同社会が崩壊の危機に直面し、それを回避する対抗策、その裏付けとなる理念というか「価値観」を求めているのである。ここでは価値観を「経済的価値」、「地球的価値」、「人間的価値」と3つに大別してその幾つかを考察してみたい。「憲章」の理念がもつ深いところを理解し、運動の主体者となるためには必要不可欠と考えるからであるが紙数の関係で、keyword的に簡略することにし、詳細は別稿で展開する。

①経済価値を第一義的とする考え方

世の中にとって経済価値は何ものにも代え難いものであり、経済価値を生み出す活動がすべてに優先され、あらゆるものにはその為に犠牲になっても我慢すべきだという考え方とは何であるか。

「経済発展イデオロギー」、20世紀の一番深いところまで根を下ろした観念である。

「経済成長」この言葉は、現代日本人の信仰にさえなっている感がする。経済成長は、目的でなく結果でなくてはならない。アベノミクスも同じでその呪縛を解くところに新しい春が訪れる。

現在の日本資本主義の到達点は、物質的生産力の点で、現在のGDP水準を維持するだけで、即ち、経済成長をことさら追求しなくても、十分に国民生活を向上させることができる。²⁾すなわち日本には充分富がある。必要なのは、国民への分配（再分配）なのである。

「ルールある経済社会」を作ることで、大企業と中小企業が共存し、お互いに力を合わせて

持続可能な経済社会をつくることに貢献できる。ごく少数者の身勝手、分断支配を許さないルール。対等の関係でなく、親企業本位の取引条件は是正する必要がある。ルールは個々の企業の善意や理念に任せているのでは絶対にできない。なぜなら、競争しているからである。

「経世済民」、経済の議論において、もっぱら成長に注目し、そこで生まれる問題を軽視する、成長の中身に注意が及ばない傾向に対して、「経世済民」論は役に立つ。唐時代の天下の大経を経論す、が語源で「世を治め民の苦しみを救う」という意味で、その頃は二項対立的な価値観はなく、皇帝、官僚、経世家が、自らの世を永続させるための処世論であった。しかし、現代では資本主義に代わる次代の思想として世界的課題となりつつある。

「経済学」を考える際にも有効である。そもそも経済活動は何のためにあるのか。経済学は金儲けのための学問なのか。エコノミストは金儲けの指南家なのか。現代の経済学は「金融工学」、「FT」、金儲けの学として主流となっているかのようである。経済を論ずることは実は「あるべき社会」を論ずること。「カネとは何か」、「付加価値とは」、「儲かることとは」などを本源的、根本から研究し、マネーやモノを超える「価値」が存在することを学び、人類の生存に役立つものでなければならないのである。

「GDPよりもGross National Happiness」、量的成長から質的成熟の時代へ、経済成長イデオロギーを克服して「人間のための経済」を取り戻すという価値観が世界の人々の共感をえて現実化する可能性を持ち始めている。

②今、地球をめぐる何が起きているか

「地球環境」が生命の存在、維持にとって好ましくない方向に進んでいる。気温上昇、「より破壊的な」暴風雨、氷河の融解、海面上昇、森林減少、地下水位の低下、砂漠化、生物種の消失などについて日々のニュースが伝えている。何が原因か、どうすればよいのか。地球環境の

破壊が進んでいる原因は、エコロジカル・フットプリントの無視、及び経済が地球の生態系を無視して成長してきたからである。

「エネルギーシフト」、3.11東日本大震災、TUNAMI・原発事故以来、東北地域の3同友会からのヴィヴィッドでリアルな記録の発信が、中小企業家の勇気を呼び醒ました。憲章・条例学習の活動と共に3年の議論をえて、2016年7月「中小企業家エネルギー宣言」を採択した。全国各地の「再生可能エネルギー条例」の進展とあまって経営者団体として先駆的自覚の役割を果たしている。エネルギーシフトは、2015年国連で採択されたSDGsの持続可能な地域、社会に向けての取り組む課題、価値観の転換と国際的な潮流に先駆けた同友会的実践でもある。

「憲章」の意義を語るとき、「地球」の観点を略記したが、筆者の主張の根底にある「個人の尊厳」に関係する価値観をここでもkey word的に記しておきたい。

「多様性」、日本は地理的、歴史的にも他諸国と異なる特徴があった。人種、国籍、信仰、信条が違う人々とあまり触れあう機会が少なかった。同調圧力の強いわが国は多様性を否定し、区別でしかないものさえ差別化する。差別することを拒否する意識が根付いていない。

「自己責任」、誰の人生にも不測の事態がある。そうなったらおしまい社会でいいのか。自分ができることをできない人間はおかしいという発想が不幸やトラブルを抱える人を叩くのだ。21世紀日本は、なぜかほどまでに弱者、困窮者の公的救済に冷たい社会となり、異常なまでに自己責任を追及する社会となってしまったのか。その「怒り」が憲章への原点である。

「自由と平等」の要求は、それを欠く者にとつてこそ正当であり、力を持つ者たちがかざすとき、往々にして恣意や横暴に流れる。ローザ・ルクセンブルグは「自由とはつねに異なる意見をもつ人たちの自由である」³⁾と。不当な抑圧からの解放を求める人々にとって、「自由」は不可欠な価値であった。ところが冷戦下も、以

降も資本主義=自由、社会主義=平等のイメージが定着し、「自由が勝利した」こととされた。しかし、あらゆる不平等の中で資本主義がもたらす不平等が最もきつい。仕事がない。所得が低い。必要とされていない。フランス革命の理念は自由・平等・博愛である。自由と平等のバランスの取り方は、今も世界が解決できない問題を提起している意味で人類史上最大の課題ではある。しかし、理想と現実の乖離について理想を現実近づける道はある。決定権は主権者である人々の手の内にある。憲章運動もまたそれへの道程になり得るのである。

人類の歴史を紐解くならば、「共生、共同体、自治」の概念は、人々の絆を断ち切り、個々を分断しようとする圧力に抗して「共に生きていく」という欲求の基礎にある思いがあった。現代にあってもこの価値観を社会の土台に据え、みんなが支え合う網の目のような共同体が求められている。京都同友会伏見支部の1会員、田中敏博氏は、地域の豊かな歴史遺産を掘り起こす地道な活動を組織化し「条例」に繋げている。氏は『飛翔』⁴⁾で語っているが、紙数の関係で別稿を参照されたい。

「平和」共に生きる社会、人間の尊厳を目指す同友会だからこそ戦争の被害・加害の歴史を風化させてはいけない。安倍首相は、同じ価値観を共有する国と同盟を強化し、「積極的平和主義」を掲げ、価値観が違う異質な国と向き合うという。武力強化による同盟、「平和のための武力行使」をするという恐ろしいメッセージである。残酷な戦争の本質をカムフラージュし“右へならえ”の日常の空気に流されるままではいけない。日常というのは、急にこの日から崖っぷちという変化はしない。暗転はゆっくり、大規模にいくわけで、その過程はわかりづらい。しかし敏感に耳をそば立て、目を見開き、五感を研ぎ澄ませれば感じることはできるのである。仕事づくり、くらしづくりを確かにするためには平和こそ絶対条件、そのためにも「憲法第9条」は守られねばならない。

ここでは、「憲章」提起の訳合いについて「価値観」の側面から考察したが、人はよく「それも1つの価値観からのことで、別の価値観から見れば全く逆もある」という。英国の歴史家 E・H・カー⁵⁾は、「山は見る角度によって形が異なるが、見る角度の数だけ山がある訳ではない。山は1つである」と述べた。

蛇足になってはいけませんが、視点を変えることで世界的な違って見える。見えにくかったものも見えてくる。誰の視点で歴史を見るのが大切である。

(3) 同友会の歴史と理念からの必然

先の大戦によって国土を焦土化された人々は喰うために必死であり、小商いや中小企業が雨後の筍のように起業する。そのような中で一部の自覚した事業者は自身の戦中の残酷悲惨な経験と、戦後の経済復興過程における大企業優先政策、傾斜生産方式、特別税制による徴税強化への怒りから、同友会の前身となる全日本中小企業協議会（以下、全中協）⁶⁾へ結集する。1957年「日本中小企業家同友会」が誕生した時の35名のリーダーたちは、全中協、日本中小企業政治連盟（以下、中政連）の幹部とは異なる明確な信念、「平和」、「民主主義」と反独占資本・反政治依存・反ボス支配の態度を貫いた。その「設立趣意書」⁷⁾は、先の中中協の伝統の確認と共に同友会理念の基礎となるものである。同友会とその運動は、歴史の厳しい審判を受けざるをえなかった中政連1000万人超の運動に立ち向かう、100人に満たない中小企業運動として出発したのである。

その後、60年代の「自主・民主・連帯」の精神、70年代の「三つの目的」、「国民や地域と共に歩む」、「労使見解（中小企業における労使関係の見解）」の8項目と、各時期の経営環境下で先輩たちの真剣な議論のなかで「理念」は確立していった。今、同友会理念の実践の集積が示す道筋として取り組む中小企業憲章の所以である。同友会の諸活動は、「21世紀型中小企業」

をめざし、経営指針成文化、共同求人、社員教育、労使間の信頼関係づくり、ネットワーク、障がい者、高齢者、青年、女性の重視など経営問題、さらには地球環境、政策提言、国民生活の安定や発展の活路を展望する地域づくり、新しい仕事づくり等々憲章の内容を実践で示してきている。「憲章（・条例推進）運動」は、そのような全体像の目的意識的な追求なくしては、運動の正しい方向を獲得できないのである。赤石義博氏は、『『中小企業憲章』こそ、まさに業者運動から国民運動へということの総決算の具体化である。そして万人の生きる、くらしを守る、人間らしく生きるということだが、人類が誕生以来求めてきたことで、ほとんどこの一つのラインの中に一体となっていることが明確にされてきたのが、同友会運動50年の歴史が明らかにしてきた。中小企業憲章を実現していくことにかかっている。同友会運動がそこに本当に集約していかなければ、同友会運動そのものがまだまだ中身は本物でないかもしれない』⁸⁾と。

(4) 中小企業の位置と役割の覚醒

私たちは軽んぜられるべき存在か？

わが国の中小企業・小企業を統括する中小企業庁は、経済産業省の外局に位置づけされている。壮大な経産省の別館のワンフロアにコンパクトに収まっている。当然、その機能、権限、予算には制限があり、長官の任免権は内閣でなく、経産大臣。自ら省令を発することはできない「小さな政庁」⁹⁾。

1963年に中小企業基本法が制定され、2010年に中小企業憲章が閣議決定されたものの、国の予算一般歳出に占める中小企業対策費の割合は、コマ以下であり、しかも55年間最低水準を更新し続けている。¹⁰⁾ 筆者は1995年～2003年まで静岡県の中企業施策に関する審議委員、評議員、創業技術助成・審査委員長等を務めたが、県幹部は施策の恩恵は中小企業全体の「3%」に過ぎないことを自嘲していた。その予算は極

めて少なくともさに地方版・トリクルダウンの発想だった。「中小企業庁設置法」第1条は「国民経済の健全な発展や独占防止など中小企業が日本社会で果たしている重要な役割」、「中小企業の育成、発展に必要な条件を整備すること」が同庁の目的と定めている。しかし、大資本の論理は、政府・政策に影響し、なし崩していく。1970年代末から80年代にかけて大企業から要請された下請型システムを支える中小企業の近代化が基本的に達成されていく。トヨタのカンバン方式が完成、他の大企業にもジャスト・イン・タイム生産方式、「Q・C・D」が普及する。90年から2000年初頭にかけて新自由主義的改革の「3つの過剰」の台頭、製造業の「空洞化」が進行するなかで、日本の事業所数がピークから112万余が淘汰され、地方は荒廃していったのである。

①国民でなく政府・官庁のための「統計」資料

日本の中小企業の位置づけは極めて軽い。それは、国の統計調査資料の扱いにあらわれている。総務省、厚労省、経産省など、自らの限られた必要性による統計調査となる。したがって中小企業についての全体性、統一性はない。ITが普及していない頃は調べる際にはいつも苦勞させられた。極めつけは財務省、国税庁である。中小企業への法人税制は、一定の軽減税率が適用されているが、以前は留保金に課税していた。内部留保を悪としていたのである。中小企業の果たす役割や実態を調査した統計はないにもかかわらずである。中小企業政策問題における論議の核心は、中小企業の存在をどのように規定するかにある。その核心的課題は、資本主義市場経済における科学的、客観的存在の調査から出発しなければならないのである。

②誤った中小企業観

政府、経団連の中小企業軽視の観点は一貫している。国民の誤った中小企業観を助長させ、国の大企業重視政策を延命させる担保となって

いる。①資本や経済資源が少なく収益性が劣るため、経済的、産業的、企業的等の効率が悪い、②働く人の労働条件の引き下げでしか延命できない、③個々社員能力発揮の場が極めて限定的である、④輸出入による量的、国際的競争力への貢献がない、⑤支援は量的制約上総花式にはありえない、⑥赤字企業が多く、国、地方の税収が少ない。中小企業をお荷物的存在とする「実証なき決め込み」、飲み屋談義的「軽簿論」の流布を放置利用したのは、為政者、当局者である。本来、中小企業庁設置法、「独占禁止法」において、中小企業が日本経済社会に重要な比重を認め、法律で位置づけられているがゆえに公的な支援を行う合理的根拠がある。

このような中小企業観を是正するのは、自省と自覚をもった中小企業家同友会の「人を生かす経営」の実践、国や地方行政、教育界などへの政策提言活動であり、中小企業憲章、条例運動の重要な側面なのである。

このような自覚的認識と全体観を持っているのは同友会しかなく、その先進的役割を担うことが期待されている。同友会は大きくならなければならないのである。

(5) ヨーロッパ小企業憲章が与えた感銘

13世紀、イングランドで貴族、教会、商人たちがジョン王の対仏侵攻、悪政に猛反発し王の権力を制限する誓約書に署名させた。権力者に恣意的な政治をさせないために、議会制民主主義や立憲主義の原点とされるゆえんとなった「マグナカルタ（大憲章）」である。「憲章」の語義として人民が権力者に対して契約させる根本法として世界史的大事件である。それから800年、イギリス小企業連盟¹¹⁾という同友会と同じような自主・独立的な経営者団体が、1992年に「FSB宣言・企業憲章」を提言。それが「OECD1996年勧告」¹²⁾につながり、8年後の2000年OECD「ボローニャ憲章」、EU「ヨーロッパ小企業憲章」（リスボン憲章）に結実した。FSBは連盟員を8年間で6万人から13万人に

増やし、イギリス最大の企業者団体になった。EU憲章は、トニー・ブレアの甲高いキングスイングリッシュ“Think small first”が並み居るEU首脳に感銘を与えたことをEU総局で聞いた。しかし、ヨーロッパは市民の共同体社会の歴史を長く積み重ねている。20世紀は2度の大戦に巻き込まれ英国は別として、市民たちはそれぞれのくらしの場で敵兵の顔が見えて戦う悲惨な体験をした。欧州統合、EUの理念は、大陸各国の「欧州市民」として抗争の克服、強い社会性、即ち権利と自由、平等・福祉、人権を共有する決意を示すもので、後戻りできない現実なのである。背景には、英米、アングロサクソンの新自由主義、グローバリゼーションによる中小企業の成長、雇用、アントレプレナーシップ、対話（dialogue）に対する危機があり、それらからの脱却の方向を模索していたという状況があったのである。

日本では私たち中小企業家同友会が2003年に初めて中小企業憲章を提起したのは、ヨーロッパ小企業憲章、その“感銘と衝撃”であった。その内容は、中同協・企業環境研究センター2002年2月例会において永山利和氏から「EU、OECDの中小企業憲章」報告から学んだことに始まる。¹³⁾

背景は、日本の失われた10年、とりわけ中小企業が“激変消滅”の淵に置かれ、それからの脱却の方向を模索していた時期、ヨーロッパの経験を追体験する経過をたどったのである。

同友会創立50年、中同協設立40年の2008年5月、中同協・中小企業憲章制定運動推進本部（当時）は28名のヨーロッパ視察団を派遣する。欧州クラフト・中小企業同盟（UEAPME）との懇談やEU企業・産業総局でのレクチャーと質疑、ヘルシンキでは、チームアカデミーで起業を志す学生たちとの同友会的バズセッションを行った。紙数の関係で、中同協発行（2008）『THINK SMALL FIRST - ヨーロッパ視察報告』に詳細を譲り「新しい発見は何であったか」を筆者なりに整理してみる。

UEAPMEの部長とEU総局官僚との憲章評価は、①具現的産業政策で対立、論点となっている、②EU各国に対する法的拘束力、施策が曖昧との批判に、EU総局は、否、ほぼ100%達成、成功しているので修正の必要はない、③基本戦略「知識主導経済」に沿う課題は、小企業の経営力レベルアップが不可欠とする認識への対立、④憲章の目指すべき「社会的結束」の側面が後退、⑤格差、不均衡の是正、多国籍大企業横暴への警戒と規制への認識、⑥EU政策官僚と日本経産省との密接な関係誇示とサクセスストーリーの強調、⑦UEAPMEは憲章の完全実施を求める2003年以降、「報告書」がないことを指摘。2008年5月私たちが帰国してから、EU議会において「ヨーロッパ中小企業議定書（SBA）」が採択された。すなわち“憲章・chatar”と“法律・act”の同時存在という事実で克服されたと聞いている。

ヨーロッパ小企業憲章視察で学んだ事柄は、次の通りである。

人間の顔をしたEU経済をめざす人類史上かつてなかった壮大な実験のINGであった。各国の歴史、文化、地域社会の多様性の尊重、人間の、個人の尊厳の回復という太い脈絡でつながっている。ここはおさえながらも、一筋縄ではいかないもう一つの現実があった。幸せの青い鳥はどこにとベルギーまで探しに行ったわけではないが、メーテルリンクの寓意のように、青い鳥は意外と身近にあることに気づかされたのである。同友会運動の目指すものとEU基本理念と相似性、憲章制定運動の科学・普遍性を確認できたことである。日本におけるわれわれの憲章・条例制定運動の過程の論議は根本・本質に立ち、しかも、長期の地道で粘り強い学習運動を続け、その際、行政・他団体にも開かれた会合とし、さらに積極的な提唱、憲章草案・条例案を発表、そして政治状況の転機、政権交代を生かし、なおかつ、政府、中小企業庁、自治体、議会の動向に敏速に対応したのである。EU憲章視察では、歴史、思想と伝統、記憶を

重ねる文化、反ファシズム、戦争のないヨーロッパ、EU統合の意義と対話、社会的結束、多様性と共存、ヨーロッパシチズンの権利等々、日本人としても学ばなければならないことは多いのである。

2. 「中小企業憲章制定運動」とは何か

正式な名称は「中小企業憲章・中小企業振興基本条例制定運動」であり、憲章と基本条例とが一体化した運動である。政府「憲章」制定後は、その評価部分を担保し、国権の最高機関である国会での宣言を視野に入れた「推進運動」と改称した。その意味・意義は単なる産業政策の一部としての「法律」制定ではなく、国民の名を第一人称とする「理念」を明確にした憲章制定運動であることにある。よって、この運動は制定される、されないに拘らず、たとえ30年かかっても継続されるべきものであった。憲章の理念は、運動と継続する期間に国民の納得、共感をえられるならば、制定後も形骸化を回避される手立てとなる。更には、中小企業家の主体性獲得と責務、誇りとアイデンティティを確立する運動となり得るからである。

運動の出発は、要求貫徹が動機になりうるが中小企業が軽んじられている事実からのみでなく、知識による明確な認識、価値観からの「怒り」が原点でなければならない。個別の問題提起・告発ではなく、全ての人々の関連する課題を、体系的・抜本的改革へと主導する、科学（客観）性・先駆（先見）性、普遍性を持つ「理念」がなければならない。運動の出発は、常に少数の理解者からである、とすれば「何のために」、「誰のために」「何をすべきか、何をすべきでないか」を明確にすることである。「核心」は学習による主体的担い手の多寡である。「憲章・条例学習運動」は、経営者の意識改革と意志の形成の源泉となり、粘り強く地域から日本を変える中小企業家を増やすことになる。

2003年5月、中同協「2004年度国の政策に対

する中小企業家の要望・提言」発行に続き、7月中同協第35回定時総会 in 福岡（議案・分科会・総会宣言）で提起、引き続き翌年開催の中同協第36回定時総会 in 静岡で「中小企業憲章を制定する運動を全国に展開させよう」と次々と運動の展開をしていく¹⁴⁾。壮大なドラマの幕開けである。

筆者は、上記の「要望提言」、「総会宣言」が中同協の「憲章運動の3つの目的」と認めるのであるが、運動期間中繰り返し語られなかったため、各同友会、個々会員の「理解」による取捨選択と解釈の自由に任された。ゆえに、その意義と成果を確認する今日、あるいは政府「憲章」の評価及び運動の継続・方向性を考える際に問題を提起していると考え。憲章「3つの目的」とは、第1に、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展の中核的存在と位置づけること。第2に、中小企業政策を産業政策における補完的役割から脱皮して、中小企業重視へと抜本的に転換する。第3に、憲章の趣旨を地方公共団体にも徹底して、中小企業振興基本条例を未制定の自治体に制定を促す。以上を日本政府が国民の名のもとに宣言するものである。

一方、中同協前会長赤石義博氏が提起した「憲章論」の影響力は絶大であった。赤石氏の著書『幸せの見える社会づくり』の第1節は、「人間らしく生きる」は万人の願いから始まる。個人のかげがえのない存在、すべての人間の平等観を深く記述し、仕事づくり、くらしづくり、地域づくりへと論をすすめる。そして中小企業憲章の理念は「圧倒的多数の国民の幸せの実現」。目的は「中小企業者・自営業の安定した繁栄」。当面の課題は「“三つの今日的課題”の解決への貢献」。将来への展開は「人類生存憲章」と規定した。

赤石氏が述べる高邁な理念、端的な表現は多くの会員に起爆反応を起こした。

憲章運動は、「2004年8月中同協第1回常任幹事会において、「中小企業憲章学習運動推進本部」が設置され、2007年7月「中小企業憲章

制定運動推進本部」と改称された。筆者は引き続き学習担当の副本部長として「なぜ」「何のために」必要なのか、根本、本質に立ち返ることを確認しあい、「4つの柱」「3つの取り組み課題」の各同友会への要請行動とともに同友会「3つの目的の総合実践」、「同友会運動と憲章運動の不離一体の関係性の理解の進展」、各同友会の枠をこえて、「担い手」「語り部」をいかに広げるか、などを自身に課していた。

各地から要請があり、2004年から2014年まで116回延べ6千人超の人たちに訴えた。世界と日本経済の動向、大企業と政権の方向性によって翻弄される中小企業経営の実情のなかで、自助努力と外部阻害環境とのせめぎあい因果関係を学ぶ人たち。中同協が提唱した運動だからと共鳴しながらも、内なる要因を克服する勇気を持ち、新たな視点を獲得し、また新たな課題に直面する各地の会員たち。自社経営の弁証法的展開のなかで自立し、憲章・条例運動に積極的に関わることになった「語り部」たち。誰もが一本道でなかった筈である。

さて、先に掲げた憲章理念における赤石義博氏の「影響力の絶大」「高邁かつ端的な表現」であるが、数多の講演、会議等において圧倒的な影響を与え続けたのである。氏が憲章の理念とした「圧倒的多数の国民の幸せの実現」、今日的課題として挙げている「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」のフレーズは、人類の基本的願望、人類的運動といった高遠な理想が読み手、聞き手の想像力を高め、新しい概念をつくり、多様な「化学反応」を引き起こすのである。

赤石義博氏の憲章表現は、リアリストからロマンチストまで幅広くの思考傾向を持つ会員たちの心根に火をつけ、十人十色の、百人百様の憲章理解を前進させたのである。まさに徹底したリアリストこそはロマンチストであることを明瞭に示された。

各地に招かれる時に代表理事や事務局長から「うちの県では憲章が進んでいない」「憲章や条

例は難しい、わかりにくい」などとよく聞かされた。しかし、筆者は集会へ参加する会員のどれもが厳しい経営のなかで中小企業家の矜持を持ち、地域や日本の現状を真摯に考えている、と思っていた。ましてや同友会が言い出した憲章なんだから、知りたいと思っている筈だという確信があった。

2005年始め、筆者の提案が採用され「中小企業家しんぶん」に「中小企業憲章と私」同4月15日号から2010年7月15日号まで、各同友会リーダー57名が投稿してくれた。「中小企業憲章」閣議決定後は、「憲章を生かす、企業地域へ」と表題を変えて、2010年10月15日号から2015年1月15日号まで40名が「中小企業振興基本条例」制定こそが憲章理念の実践する具体化としての決意を表明してくれた。

「中小企業家しんぶん」の「憲章と私」コラムに登場した57名の「憲章理解」の傾向を分析、検証する。約1000文字の短文ではあるが、さすがに各同友会リーダーである。強調したい内容を端的に記述している。複数項目を挙げている例も少なくはない。筆者が分類した項目で多い順に並べてみる。

- 1位 中小企業の役割、存在意義の確認、新しい経済社会をつくる自覚の表明 (25名)
- 2位 地域主権者、担い手、地域経済再生への責任、憲章を地域で実践 (18名)
- 3位 「ヨーロッパ小企業憲章」の感銘 (6名)
- 4位 新自由主義批判、新しい価値観にもとづく経済社会 (5名)
- 5位 日本の進路、国民全体の立場で位置づけを問う運動 (3名)
- 6位 家族や社員の幸せを考える運動。(2名)
- 7位 「中小企業立国」、国の政策を大企業中心から転換する。(2名)

筆者にとって意外なことが2点あった。1つは憲章・条例運動と同友会運動との理念的近似性、同友会すべての活動が、この運動に繋がる

ことを記述した人が僅か1名だったこと、2点目は7位の項、中小企業政策への抜本的転換を指摘した人が57名のうち2名だったことである。平和や自由民権運動に言及した人も、各1名いた。「運動」には「理念」が欠かせない。「理念」への想いは十人十色、百人百様であってもよい。多くの人が参加への動機となるからだ。しかし、「目的」は、めあて。目指すところを実現するためにある、2003年第35回中同協定時総会宣言「憲章運動の3つの目的」から到達点を論議し検証して、成果と教訓を導かなければならない。

3. 憲章運動の主体的担い手の考察

人類の基本的願望が示しているように、人間は先ず「生き」、「くらしを守って」いかねばならない。それを確かにする為には、自営か被雇用かは別として、いづれにしても仕事を持ち働かなければならない。

歴史的に見ても現在においても、「雇用」により圧倒的多数者のくらしを担っているのは、中小企業、小企業である。圧倒的多数の人々が居住する地域を支えているのは、中小企業と小企業であることは疑う余地がない。

国民の大多数を占める中小企業・小企業で働く人々が、労使一体となってそれぞれのくらしを守っている。このように、職場の安定を確かにし、地域の活性化、地域固有の仕事づくりを実現できるならば、その全国的な集積が真の日本経済再生につながるものとなる。

(1) 「自助」と「共助」

自助努力は、同友会の原点である。1957年日本中小企業家同友会設立趣意書は、「『天は自ら助くるものを助く』の自覚を新たにすると共に正しい組織方針を確立し今や名実共にそなわった中小企業家の会を発足せしめんとする」とした。この伝統は、同友会の50年の歴史の中で常に主流であった。京都同友会の創立者の一人、橋本嘉雄氏が生涯座右の銘としたのは、明治時

代に翻訳されたサミュエル・スマイルズの「西国立志編」に載っている「天は自ら助くる者を助く」であったと述懐している。¹⁵⁾

「中小企業憲章」がはじめて会員の前に提起された2003年、日本社会の、とりわけ地域経済の壊滅的な状況を同友会につきつけていた。初めての憲章分科会参加者の感想を読むと、「実のところは」リーダー的役割を担う会員や会歴のある人たちには共感を持って受け止められた。同友会には「自助」と共に「共助」を理念的に共鳴できる人たちが集まっていたのである。

「自助」の精神は、自社の経営を守る使命感と決意の第一義であり、活性化と発展のために問題や課題を洗い出し解決するための源泉である。「企業内努力」の対象は、純然とした自社固有の問題であり、薄皮をはぐように前進し、経営者として自ら襟を正しながら阻害する原因理由を解決しなければならない。同友会の例会は、社内改革の労苦を会員同士励ましあい学びあう、学習の場なのである。多くの会員にとって繰り返されるB to Bのビジネス環境や社員の問題などから派生する経営者自身のストレスを含めてそんなに簡単ではないことも危機感をもってお互いに知らねばならない。しかしながら、このような自助努力の範疇に入る問題であっても仲間同士の社会的努力によって前進させる要素も多分にある。

「共助」、「社会的努力」の対象は、国の経済産業政策の重点、施策や法律、制度の不平等や不合理、社会的風潮の様々な問題、誤った中小企業観の是正への教育の役割など多岐にわたる問題がある。

ところが、「共助・社会的努力」の問題と課題を中小企業家同友会全体の理解、認識に高めることは易しいことではない。一般にあるような政治や行政の主流に身を置くことを望み、依存する傾向は会員の中でも払拭しきれないからである。

同友会理念の「自主・民主・連帯の精神」、「国民や地域と共にあゆむ」、「3つの目的」は普段、

片言隻句的に表現するために、解釈と理解に幅が広くなり、それゆえ誰にもわかったような気にさせ、会勢の増大や理念の普及には役立つとしても、日常的、体系的に深める学習の場がなければその深い意義を知ることができない。

同友会運動における理念と運動の関係は、自分たちの自身の会費と力と知恵を出し合い、他の誰からも干渉されず創造的に運動を展開する関係であった。先輩たちは、同友会の理念を、時には深め継承しながら、倦まず、たゆまず実践し、理念に照らして間違いや誤りがある場合は必ず自浄が働いてきた。その歴史に、4万6千余人の有力な中小企業団体に成長してきた同友会の発展の源泉がある。

①「良い経営者」とは

1973年、「3つの目的」が成文化される頃、2つ目のいわゆる“良い経営者”について真剣な議論の末に、経営を担う経営者自らの能力の向上なくしては中小企業の発展を望むことはできないと結論づけた。そして同友会の三つの目的は、別々でなく統一して実践することが重要であることを確認する。良い経営者をめざす総合的な能力は、他の2つの目的を実践する過程ではじめて成長し、つくられる。したがって、総合的な能力というものは、それ自体としては形成されない。2つの目的のための課題として初めて形成されるというのである。この問題が運動の根本にふれる問題としたのは、これを明らかにしないと、同友会運動がいわゆる「人間づくりの運動」、単なる「経営勉強会」になりかねない。同友会の性格づけにも関係があり、「良い経営者」、つまり総合的な能力が必要だとしたことは重要な指摘であったのである。

今日、この2番目の目的を掲げて実践している同友会は、この点で他の経営者団体と著しく異なり、多くの中小企業家に新鮮な魅力を感じさせるものになっている。同友会運動と憲章・条例推進運動における主体的担い手の考察の側面として、同友会理念形成期の論議から考え

てみたのであるが、歴史から学ぶことの大切さを痛感する。

運動の中でしばしば顕在化する今日的懸案課題である自助と共助、外部阻外環境改善の忘却の「懸念」は、実践と学習によって克服されなければならない。

多くの中小企業家は、自社と自身の現状に満足していない。経営の先行きへの不安、危機感を抱えている。経営者として勉強するの必要を感じている。故に、同友会の例会の度に気づきと学びの実感があれば、自社と自身の成長を期待できると思いはじめる。経営者は孤独である。心のどこかに「自己責任」の観念が鎮座している。

故に、打ち解ける機会があれば、他者も同様だと仲間意識が育ち、経営者同士の共感力を持ち始める。経営者は成果主義者である。金儲けをして文化生活をすることが経営者の才覚だと考えたり、ビジネスの成功者を誉めそやし、自社の一時期の僥倖に満足しがちである。故に「ローマは1日にして成らず」、「艱難辛苦汝を玉にす」だと経営体験報告で気づくことができれば、謙虚さと敗者への思いやりも生まれる。

ところが、同友会を5年やそこらで退会してしまったり、同友会理念の深い意義を学習する機会がない同友会、会員にとっては、何事も忘れず何事も変わらない。ごく少数ではあるが、自社及び自身の成功体験、戦略やノウハウ、ハウツーを語り、同友会理念形成の歴史やその深い意味の学びを他者に対してさえ軽視するリーダーもいる。私たちは業者であり経営者である。一刻もその任務と責任を忘れてはならない。自社の発展と安定を確かにするために、「必要な」具体的条件づくりや、その改善方向、方法を示すのが「憲章」であり、従って「憲章・条例」制定運動は、「自助」と「共助」のたゆまぬ努力が正当な成果に結びつく条件づくりともいえ、経営実践の一環でもある、この意味で「同友会運動と憲章運動は車の両輪」、「3つの目的の総合実践」であることを認識しなければならない。

②「勇気ある人々とは」

ところで、外部阻害要因、環境改善、社会的努力だけが憲章運動の課題ではなく、「内なる阻害要因」の解除とセットになる。学ぶことによって外部要因の高く厚い壁を知り、立ちすくみがちになることもあるが、「仕方がないシンドローム」に加担せず、「わたしたちはこうやる」、「I move me」と自分自身に期待を込める。

ここでは、「勇気」が求められるのである。今から200年前、カール・マルクスは『経済学の批判』¹⁶⁾の序文でダンテの神曲から地獄門の文句を引用している。それは、その地獄の入口で「ここではいっさいのおびえた気持ち、びくびくする気持ち、それらを捨てなければならぬ」と。学ぶ者の心構えとして「恐れるなかれ」と言っている。つまり勇気が大事だと言っているのである。これから学ぶというときに勇気があるというのは不思議な気がする。恐らく好奇心、知識が求められると思いきや批判的精神、別の言葉でいえば常識に囚われないで進めと言っているのだ。16世紀仏の人文学者エティエンヌ・ド・ボッセは、「自発的隷従論」で、「圧政は支配する側の力で維持されるのではなく、むしろ支配される側の自発的な隷従によって支えられる」とする小論を書いた。ボシエの生きた時代は、一人の最高権力者に取り巻きが媚びへつらい歓心を買うことで権威と権力を借りて他の者たちを圧迫した。その取り巻きをさらに取り巻きが囲む。圧政に寄生し利益を得たい無数の隷従に支えられたシステムがあった。この論のポイントは、権力構造の秘密は近代以前も、以後も基本的には同じだということにある。

同友会のリーダー層は、「自分の頭で考える」、「科学的、民主的、社会的」に考え、本質的、多面的、歴史的になど「思考の三原則」を語り継ぎ、起案や議論においては先ずデータ、資料からファクトを確認する。その事実を判断する視点は、「中小企業家の、中小企業家による、中小企業家のための」¹⁷⁾に準拠する。権力者側

でなく、弱者というか大多数の国民の側に立つことである。

(2) 学習の不可避性、高度な学習の喚起

2003年8月、中同協第1回常任幹事会で当面の運動を憲章学習運動として展開すると確認してから、「中小企業憲章学習運動推進本部」の設置で体制を整え、2005年7月中同協第37回定時総会（千葉）の後、7月、「憲章制定運動推進本部」と改称するまでを「初期」と定義するが、このスタート時期は、会議、起案、時間、交通など莫大なエネルギーを必要とした。

憲章制定運動は、まずは学習運動という位置づけから始めなければならなかった。

運動、とりわけ「憲章制定」など高度な運動は、学ぶこと抜きには上滑りする。長期、地道に「なぜ」、「誰のため」と根本的、基本的な問い立てを大切にして「憲章理念」を会得しなければならぬ。そのうえ、人生観、社会観、世界観さえ問う場面さえ必要かもしれない。各同友会、会運動に熱心な役員層からはさまざまな疑問、意見、提案がなされ、「ここまで聴いてくれたのだから、まあいいか」という段階まで議論、学習が続き、1次案から5次案まで審議して同友会の「中小企業憲章（草案）」は採択された。運動の出発時においては、「なぜ同友会が憲章なのか」、「中小企業や国民、地域のためになるのか」の理念の合意形成がその要であった。しかし、「自分がやらなければならないこと」、「自分ができること」が解らなければ主体性を持って参加することにはならない。「憲章」運動の初期の克服、努力の道はさらに続く。現状認識の一致、主要な阻害要因の整理のため調査分析、期待する経済ビジョンの論議、それらをまとめる同友会事務局、「企業環境研究センター」の研究者の協力が不可欠であるとの認識等々課題を克服していった。このようにして、1990年代以後の中小企業、経営環境の「激変消滅」的变化に対する根本的解決への展望が必要なが次第に自覚され、明白になっていった

のである。

憲章・条例制定運動の初期の諸問題を克服し、実質的なスタートになった重要かつ決定的な方針は、「4つの柱」、「3つの取り組み」である。憲章学習推進本部は、

1. 中小企業憲章の大学習運動に取り組む。
2. 中小企業振興基本条例制定に着手する。
3. 同友会運動の諸活動と連携する。
4. 会員企業と憲章との関係を明確にする。

翌年、各同友会への要請。

1. 各同友会で方針を審議決定する。
2. 各支部において学習を企画する。
3. 憲章運動の担当の組織を設置する。

以上の方向方途は、「知る、学ぶ、広げていく」という循環を全国各地の同友会の中で途切れなく続けるために大きな転換点になったのである。

特に「3つの課題」は各同友会が学習を推進するための課題が具体的かつ明確になったからであり、各会員に近いところでヤルべきことがわかる役割を果たしたといえる。

「4つの柱」は、前から明確になっていた方針を再認識したことであり、ある意味で頭でわかっていることを、「さて、そのためには何をどうしたらよいのか」、「今度はそれに向かって努力しよう」という段階である。しかし、中小企業振興基本条例制定に「着手」する条項は、解りやすい。憲章の何たるかを学習するといわれても、一般会員に説明するのも難しいから「地道に長期にかけてヤル」しかない、と。故に憲章学習でなく「条例制定」を目標にした同友会もあった。条例への着手は、身近な地域のこと、一般会員がとっつき易いということで、ヤルべきことがわかると行動が早かったのである。しかし本来あるべき運動は、「あせらず、きばらず、あきらめず」に学習し、実践の中から「定石」を発見し交流しながらヤラねば良い成果・結果を得られない。憲章も条例も同じである。条例制定に着手の条項はスタート時点において、短期間で思わぬ成果を生むことになったが、学習が深まらないところでは課題も残し

た。

「3つの課題」を正面から受け止めた各同友会は、憲章・条例を重点課題として方針に明記し、学習企画を立て、担当組織、部署を置いた。全国各地で主だった会員、事務局は、自発的に創意ある活動を考案した。「そもそも憲章・条例」について難しいことを易しく説明するパンフレットやリーフレット、プロ顔負けの自主制作DVD等は、各同友会で交流、交換、参考にされ学習会で活用された。そのエネルギーの費やした時間は、同友会運動で初めてのものだ。各地で例会、分科会が開かれ、2016年まで2万6千名強の会員が参加したのである。

(3)「語り部」の誕生

特筆される活動は互いに顔見知りの会員が講師、説明役になる学習のリーダーも出現し、全国各地で250名はくだらないと推定する。「中小企業家しんぶん」紙で憲章・条例への熱い思いを投稿した会員は97名。彼ら彼女らは、地元の集会でも活躍し、当人が自覚しようがしまいが、いつしか「語り部」と言われるようになった。共通することは中同協幹事である正副代表理事もいるが、政策委員会を中心に、経営労働、社員教育、共同求人、障がい者問題、地球環境など委員会活動の担い手が目立つ。憲章・条例運動と委員会活動との関わりを意識すれば当然そうなるからであろう。委員会活動は同友会運動の具現であり、学ぶことができる最適の現場であるからだ。

「2.『中小企業憲章運動』とは何か」で既に述べたが、2005年5月～2015年1月まで中同協及び静岡同友会に登場した132名のほぼ全員は顔写真と合わせ筆者の見知った人たちであるので共通するところを考察し、10項目に検証してみた。

- 1) 経営者として現実に直面し悩んでいる。
- 2) その課題は自分だけでないことを知る。
- 3) 周囲の人の意見に耳を傾け自問する。
- 4) 経営指針があり全社員参加の場がある。

- 5) 労働環境整備, 人材育成の体制作りに取り組み。
- 6) 他に転嫁せず自らの責任を自覚している。
- 7) 現状認識を社員と共にし課題を話し合う。
- 8) 日本経済と地域のインフラとしての役割を自覚し, 外部阻害要因の集合を掴む。
- 9) “私はこうやる”と自分自身に決意を込め「経営者としての自己宣言」ができる。
- 10) 同友会運動の「語り部」を自覚し, 人間として, 経営者として生き様を語り継ぐ。

同友会には, 自社経営の勉強と同時に全体観を持ち, 憲章・条例運動に共感する経営者がたくさん潜在している。同友会は大きくならなければならないのである。

憲章・条例運動では様々な学習方法が創案されたが, 最も大切な学習は「そもそも論」である。常に繰り返し学び, 腹に落とし込まなければならない。なぜ同友会が中小企業憲章を提起したのか, ①時代的背景, 情勢認識, ②未来をひらく新しい価値観, ③同友会理念のたどり着くべき必然性, ④現代資本主義における中小企業の位置と役割と「地域」重視の浮上, ⑤ヨーロッパ小企業憲章の感銘とその影響, の5点は, そのカテゴリーは範囲が広いうえ経営者にとって日常業務から阻害感を持つのはやむを得ない。しかし避けて通るならば, 中小企業家の矜持, その誇りが踏みにじられている事実への怒りや現状への改革意志は生まれないのである。

学習運動における講演活動は, 同友会シンクタンクの学者・研究者の協力を得て各地で数多く行われた。筆者の講師活動の内容は, ①から⑤を意識的に一貫した。しかし, ④と⑤は手応えを感じたが, ①②③, 特に①の新自由主義思潮や政府の大企業本位政策批判, 経済政策の抜本的転換への反応は弱く, 筆者自身への課題となっている。

(4)「憲章レポート」,「自社分析」についての考察

同友会の重要な活動は, 各専門委員会活動である。各委員会の目的, 歴史を再確認すれば同

友会理念への実現への運動, 各企業の課題解決のために当該委員会が何をなすべきか, またいかに貢献してきたかが理解できる。憲章運動における「自社分析」の創案は, 憲章・条例に関心が向かない会員層に関心を持ってもらえるようにすることが主な動機であったと推測する。もとより, 「自社分析」は「経営指針づくり」の一環で「SWOT分析」, 自社の強み (Strength), 弱み (Weakness), 機会 (Opportunity) を把握することによって, 「外部環境に適応する自社経営」をめざす分析手法である。「経営指針づくり」は, 各社自身の自主・自立型中小企業づくりの要であり, 同友会運動の重要な活動であることは論を待たないが, 内部改善・改革が焦眉の課題である多くの会員にとって, 必ずしも「憲章・条例運動」に結びつくものにはならない。

「憲章レポート」は外部経営阻害要因を分析し意識を高め, それをレポートのなかに文章として反映させ, 会員同士が共感し合い決意を高める。提出して終わりではなく運動の期間ごとに, 文章を修正し憲章や条例の内実を深めていく。

ある大阪の会員は, 「愛知方式は, 環境分析を実践的に会員さんに迫る点でたいへん有効だと思う。自社レベルと全日本的, 全世界的レベルの媒介項となるのが地域レベルでの分析です。また地域が発展するとはどういうことなのかについて, 同友会で共通の認識=メルクマールの確認が必要でしょう」。山口の会員は, 「経営環境をきっちり握り下げ, 自社だけではない問題を抽出し, だから憲章にという方向づけしかないと感じました」。熊本の会員は, 「憲章の学習運動とはつまるところ, 中小企業が自らの存在価値に気づき, 中小企業であることの誇りと自信を持つとうではないかという啓蒙運動にほかならないと思う」と述べている。「学習レポート」の創案は, 「経営と運動」を結びつけ, 「憲章・条例運動, 個別の経営, 政府・行政の政策」を串刺しで展開できる新しい中小企業運動に可能

性を広げ、同友会のポテンシャルをさらに引き出すものであった。

4. 政府「憲章」の矛盾その克服への道

2010年6月18日、「今朝、中小企業憲章が閣議決定しました」と担当官僚から中同協へ一報が入る。追って首相補佐官から「皆さまの活動がなければ、憲章の実現はあり得ませんでした」、中小企業庁長官からは「早くから中小企業憲章の必要性に着目された慧眼に敬意を表します」とメッセージが届いた。

政府の「憲章」の立派な文言3点は、ここでは述べない。総選挙の各党の公約では、長期にわたって与党である自民党を除いてほぼ全てが憲章制定を唱え、民主党が圧勝した。マニフェストに掲げられたのは、同友会の影響力でもあったのは事実である。政権交代となると、鳩山首相、前田武志常任幹事会議長は、直嶋経産大臣に憲章制定への準備を指示し、直属の中小企業庁は準備を開始する。長谷川長官は伊藤事業環境部長へ指示し、宮本企画課長が「憲章」の構成（前文、①基本理念、②基本原則、③行動指針）と記述を担当する。憲章に関わったのは、民主党、行政官僚のほんの少数であった。

「前文」、「なぜ憲章が必要か」を述べる際の現状認識は、自民政権とほとんど同様であり、「世界的な不況、環境、エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している」ので、「中小企業がその力を才能を発揮すること」は、「アジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である」という。この程度の認識では、なぜ中小企業憲章が必要かということを読み取ることは難しい。

同友会の「憲章草案」が「国民の名において」を基本理念とし、その原則の各々の指針を「国民への誓約として議会が宣言し、政府に実行を負託する」としたように、上から目線と草の根からの目線は根本から違うのである。「中小企業憲章」は、「政府としての期待」や、「配慮」

ではなく、政府として政策の抜本的な転換の決意の表明でなければならなかったのである。

2011年9月に菅政権を引き継いだ民主党野田政権は、12月「日本再生の基本戦略」を閣議決定する。この指針は「輸出関連製造大企業主導経済」路線である。2012年12月、復活復帰した安倍晋三首相は、憲章を引き継ぐことを言明。2013年6月、中小企業基本法を部分改正する。小規模企業者への政策重視策という自民党内世論対策であり、そもそも「中小企業憲章」は、中小企業全体を包摂し経済的社会的位置と役割を広く知らしめ、諸政策を推進する理念法として日本史上最初のものであった筈である。現に「アベノミクス」なる政策によって憲章の空文化は進行している。国の一般歳出に占める中小企業・小企業対策予算は、中小企業基本法が制定されて55年間、もちろん憲章制定後もなんとコンマ以下の比率で推移しているのである。現代でいうならば、100兆円規模の国家予算の1%、いや2.5%から3%の1兆円ないし3兆円はなければならない。政策官庁たるべき中小企業庁は、省に昇格させ実質的な仕事を増やし、職員数も200人弱からせめて防衛装備庁なみの1800人にすべきである。「中小企業の声を聴く」姿勢を貫くよう中小企業庁を叱咤激励し続けなければならない。

(1) 中小企業振興基本条例

中同協「憲章・条例推進本部」では、憲章評価への議論は、委員個々の学びは進んではいても、深い共通認識には至っていない。しかし、本部としては、運動の幅を広げるために、「憲章・条例推進キックオフ集会」を毎年開催し、2018年6月で7回目、「憲章」を中小企業全体、国民全体に広げ、根付かせるために国会決議、各省を横串に政策をすすめる首相直属の会議体を設置、先進諸国並みに中小企業担当大臣を置く「大枠」を取り組みの展望を示している。同時に「中小企業振興基本条例」の全国的展開のため、先進的実践事例の報告、交流を進めている。

全国各地の会員は、「憲章」がダメならば、自分たちがヤレばできる地域から日本を変えていこうの意気込みで頑張っている。東日本大震災は被災地の同友会は、国に対して「人間中心の復興」、地元中小企業重視を進めることを要請してきたが、復興施策は、地元企業を再生・育成する仕組みになっていない。憲章の精神は全く生かされていない。ならば自主・自立で「条例」を糧に自社と仲間と地域を守っていこうとしているのである。政府「憲章」の実効性、幻想が失われた2013年以後、条例制定は急速になり、2015、16、17年の3年間は毎年50自治体のペースで進展し、2018年には45道府県、396市町村、全自治体の21%になる。同友会会員は1896自治体の1466、77.3%に居住し、組織は480に広がっている。同友会事務局を中心として、支部レベルの活動と政策能力、提言力が高まり、条例振興会議に於ける会員の数、質が保証されるならば、日本は確実に変わってゆく。点から線へ、面へと変化は進んでゆくであろう。

「2. 中小企業憲章制定運動とは何か」で中同協「憲章運動の3つの目的」を確認した。①中小企業を国民経済の豊かで健全な発展の中核的存在と位置づける、②中小企業政策を補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換する、③条例を全自治体に制定するということを繰り返し語られなかったことは、今後の運動の方向性を議論するとき懸念材料になる。③条例は別にして、①は②の目的達成のための理由付けである。次の「5. 同友会運動における『憲章・条例運動』の成果と展望」で新しい資料の発見と共に紹介するが、政府「憲章」でやっと追認された「中小企業の位置と役割、重要性」は、1970年代以来同友会がたゆむことなく主張し続けてきたことで、政府、地方行政、金融界では認めざるを得なくなっていたのである。2018年夏以後「中小企業は地域のインフラ」¹⁸⁾、「あなたにとっての不離一体とは」が同友会流行（語）大賞の可能性が出てきたが、その根っこには培われてきた中小企業家の誇りが、そのようにさ

せたこと、大企業の責任と役割が相対的に低下したことによるのである。

「4. 政府『憲章』の矛盾」についての章は、ほぼ全面省略し、別稿を参照してほしいが、敢えて、少々厳しい言葉で括ることにする。政府は憲章を抽象的に肯定し、具体的には否定し続けるであろう。徳川家康の言行記「落穂集」，“百姓は生かす殺さず”様なのである。¹⁹⁾政府「憲章」は、憲章制定運動の過程に現れた「幽霊変化^{へんげ}」である。足はないが、存在感は強烈だ。ヨーロッパ小企業憲章は、EU国家連合が加盟諸国への遵守義務として、いわゆる上から目線で制定されたとしても、その意義はある。しかし、各民族国家の憲章は国民が議会を通して、政府に対し遵守させるものである。同友会は、その精神で「憲章草案」を政府当局に提案したが、換骨奪胎された。

5. 同友会運動における「憲章・条例運動」の成果と展望

2003年から2018年、15年間の中小企業憲章運動の理論・実践の到達点は何か。到達点とは現状認識、新しい課題を確認、それへのステップとしての出発点ということである。

憲章運動の理論的、実践的な成果の第1は、「中小企業の重要性の不変妥当化」である。第2の成果は、5万名になろうとする同友会会員が「地域のインフラ」、自社の商圈、客先、仕事、雇用を通して地域を支え共に生きるという自社経営と同友会運動、憲章・条例運動との「不離一体への自覚」が進みつつあること、第3は「条例」が自治体の20%、人口の過半数が生活する区域に広がったことの3点にある。

第2点の会員にとって「自覚」は、同友会自体の経営者組織の拡大を予感させる成果である。第1、2の成果は、「日本を変える」兆候、前提条件となりうる成果であった。

日本経済における中小企業の地位と役割、果たしている実態がいかに大きく、また社会、国民経済のなかでいかに貢献度が高いか、今や政

府、地方行政、金融界では常識化した。世界の経済的先進諸国では、「OECD、1996年勧告」、「小企業は大企業とは別個の経済の源泉であり、社会進歩の源泉である」と経済産業政策の小企業重視へ具体的施策化、EU憲章への胎動が始まるのである。

日本では、いつ頃から、誰が、課題を提起し理論的に解明したのか、同友会が憲章学習運動を始めた時、最初の切り口として中小企業の重要性和その根拠について訴えたのには前史がある。赤石本部長は「1977年に東京中小企業家同友会20周年記念行事の1つとして、中小企業の果たしている役割を明らかにしようと、その実態調査に取り組んだ」（中略）「その意味で1977年の調査が、役割、社会、国民経済への貢献度、その実績を明確にするものになりました」と述べている。²⁰⁾ 筆者は、これを根拠にしなが、中同協政策担当が政府統計をあちこちから収集し一葉に纏めた指標を使って訴えた。それは会員、聴衆にとって、一番手応えのある説得で、目から鱗（が落ちる）状態で憲章の意義、目的をわかってもらえた事実から第1級資料だと思っていた。東京同友会は、首都に所在する意味でも、日本中小企業家同友会以来の伝統として問題の指摘の先見性、問題の理論的解明、いち早い課題の提起に特徴があった。2016年11月松林専任理事から、「創立20周年記念、東京同友会の未来と展望—中期ビジョン(案)—、代表理事庄野慎一郎」を取り寄せた。ところが、目次1~4にも、記述にも無い。

「新資料」は、2018年4月17日、内容を確認したいと筆者が訪れた中同協資料庫から、国吉顧問の協力によって発見できた。

1982年11月12日、創立25周年を記念して「80年代中小企業の中期ビジョン」（案）人間を尊重する企業をめざして—東京の産業活性化と中小企業—である。第1章の1、日本経済における中小企業の地位と役割、①中小企業の量的比重の項で政府統計を基に中小事業所、小規模事業所の量、比率、さらに欧米との比較、特徴を

分析、②中小企業の役割の項では、広範囲な業種の雇用、輸出、外貨獲得、③中小企業の異質多元的性格の項では、企業規模、業種、経営形態、生産性と収益、労働条件などの角度から中小企業はバラツキが大きく異質多元的性格を念頭におく必要を指摘している。

憲章運動の今後の方向性を考察する上で、1977年、82年と40年も前から同友会内において科学的観点から中小企業家の誇りへの覚醒が、運動の源泉となることを確信していた先達の見識が、やがて中小企業の重要な地位と役割の認識となり、延いては条例の全国的展開へ連なるのである。これが15年間の憲章運動の大きな成果である。成果は新しい目的・課題を私達につきつける。「同友会が『世間』に認められ、『官庁』、『行政』、金融界に認められ、社会の片隅から中央に寄せられるようになった。横を向いていた首長、部・局長に会ってもらえるようになった。今後は『彼らの期待に応える責任』がある」否である。私たちの同友会運動、その一部を構成する「憲章・条例制定運動」は、身近な社員、地域の人々、そして圧倒的多数の国民のため「生きる、くらしを守る、人間らしく生きる」の実現への責任がある。そのために政府の産業経済、社会政策を大企業依存から中小企業重視へと抜本的に転換させ、“中小企業立国”を目指す。“失われた10、20年”の原因、国民の閉塞感、中小企業、自営業の経営困難をもたらした構造改革論の実験、人間不信と人間同士を分断させた新自由主義の価値観を克服する壮大な運動であった。その意味において、学習の成果は、運動のなかで人間的なつながり「友情」を強め運動を広げる力となった。

中小企業憲章・条例推進運動は、理念・目的・課題において道半ばなのである。心底から同友会を愛する会員を多数派にしなければならない。同友会運動と不離一体の運動でなければならない。2015年「中同協あり方検討会」の時期から2017年にかけて条例制定が各地で進んでくると、潜在していた成果主義が顕在化した。①憲章は、

国として認められた。憲章本部体制の一般化、政策委員会へ編入化議論。②総会議案における情勢の簡潔化。憲章本部の記述の省略又は簡略化。「4つの柱」, 「3つの課題」, 中同協定時総会議案では残されたが、少なくない同友会で後退、③三本部²¹⁾, 委員長, 連絡会の代表による「行動提起」で憲章本部長だけが外れた。(中同協第47回定時総会時), ④緊急課題に対する「会長談話」の三役会から正副本部長によるメール交換(全員一致)に変更され、「安保法制の強行採決について」が出せなかった。⑤中同協三本部委員の幹事会承認事項が、憲章本部のみ確認事項に変更された。(中同協第49回定時総会第1回幹事会)

同友会運動は、「自主・民主・連帯」, 「三つの目的」, 「国民や地域と共に歩む」, 「労使見解」という先見性を提起し、今でこそ多くの会員が認識している。その過程には先駆的運動ゆえに様々な見解、迷い、時には誤りも発生する。だとすれば、拠って立つところ同友会理念、その成り立ち、運動の歴史に立ち返ることによってのみ前進できるのである。

中同協設立50年を間近に迎える中、会勢も5万名目標達成も射程に入りつつある。憲章運動提唱以降の新会員は7割を超えている。そこで今、改めて「なぜ同友会が憲章なのか」, 「憲章・条例運動とは何か」を確認し広めていく必要がある。「中小企業憲章・条例推進本部」は、理念・目的を常に確認し、自由闊達な議論によって学習推進の支援センターの役割を果たすことを期待される。2018年7月新生本部は、44都道府県から94名が登録され、2004年8月「憲章本部」発足以来、経験を積んだ会員による最も強靱な陣容となった。

憲章・条例運動の大きな方向性は、名称の通りである。本来の憲章の理念を情勢変化の都度確認し、実効性と進捗状況を国政の場で検証、国会議員の認識を高めさせる国会集会を継続しつつ、国政での憲章実現の道筋をつくる。同時に各同友会のキックオフ集会では、全国各地の

条例制定の先進的運動を交流、推進することである。政府、行政当局者の「話し」よりも、学習・実践で一生懸命頑張っている支部、地区組織の会員の報告、学者・研究者からの学びを重視することである。運動に関わる壁の高さと多くの難題・困難が待ち受けているが、粘り強く継続しなければならない。継続の源は学習である。広い意味での学習の進展は、運動の過程の様々な状況判断、正しい解決と成果を見極めるために密接不可分な関係となる。

新しい運動課題は次々と派生する。当面の状況は、「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン」²²⁾の学習が遅れている。私達の「中小企業憲章草案」, 中小企業振興基本条例のための「地域ビジョン」, あるべき日本経済の姿、公正・公平な税制、「中小企業家エネルギー宣言」, 「エネルギーシフト」, 「働き方改革」, 大企業の役割と責任、公正なルールづくり、新しい仕事づくり、防災対策と社会基盤整備、都市と農林水産問題、人口や産業の減少、教育等々「憲章・条例」と関連する学習、このうち幾つかを報告できる「語り部」を輩出させることが必要である。

国連、「中小企業の日」, 「ビジネスと人権」, 「SDGs」韓国中小企業との交流など、世界的潮流に対応する動きも日程に入るのであろう。いずれにしても「憲章・条例」本部だけではなく、中同協専門委員会、女性部連絡会、青年部連絡会との役割、とくに「労使見解」7、8を意識し、労使関係にとどまらず、社会進歩をめざす人々と共に取り組めるかが問われることになるであろう。

おわりに

「中小企業憲章・条例制定運動の意義、課題と発展」をテーマにする場合、研究課題と対象が多岐にわたる。しかし、1個の中小企業家だからこそ語るべきことがあると考え、取り敢えず書き下したが無理であった。結局のところ執

筆者に関する言及の可否、頁数の制約もあり、説得と合意に欠ける危惧を承知で主旨1万字を割愛し、全文は別発表の機に臨むことにする。

本稿の主張、意見、解釈に関わる見解は筆者のそれであり、あるかもしれない論理の飛躍はすべて筆者に属するものである。

注

- 1) 高橋源一郎(明治学院大学教授)は、(2018)「ぼくたちにはこの国をこんなふうにあつむることに決めた」集英社で、「ランちゃんは『くに』について調べるなかで、領土、政府、軍隊を含む強そうな漢字の『国』で幼い頃から親しんできた言葉、懐かしい山や川、海、かけがえのない家族、友達など、自分を育ててくれたものの総体を『くに』と感知します」。
- 2) 現在の日本資本主義の到達点は、物質的生産力の点で、現在のGDP水準を維持するだけで、即ち、経済成長をことさら追求しなくても、十分に国民生活を向上させることが出来る。渡辺治他13氏著「戦後70年の日本資本主義」新日本出版社(2016.6)の中の米田貢論文 pp194
- 3) 伊藤成彦(1991)「ローザ・ルクセンブルグの世界」社会評論社 pp34-36 彼女はレーニン、トロッキーらロシア革命の指導者たちの、困難な条件の下での努力にたいして深い理解を示しながら、社会主義の原則に照らして、彼女には歪みとみえた政策には率直な批判を加えた。
- 4) 「飛翔」1988年、京都中小企業家同友会の文化を愛する会員たちがエッセイを書くことを通して自ら人間性・社会性・科学性を磨き、その表現、文筆能力を高めることを目的とし、併せて同友会運動の文化的発展に寄与することをめざした。30年経った今、エッセイストは京都だけでなく全国に散在している。季刊誌、創刊30周年。田中 敏博(2015) 飛翔104号、pp50-51
- 5) E・H・カー(Edward Hallett Carr, 1892-1982) イギリスの歴史家。清水幾太郎訳。改題2014年「歴史とは何か」岩波新書で彼が延べた“An unending dialogue between the present and the past”というフレーズは、日本の歴史学界でもよく知られる。
- 6) 中同協(1999)「中同協30年史」編纂委員会、河野先、田山謙堂、大林弘道 pp13-37
- 7) 「中小企業家同友会設立趣意書」(1957)、「我等は、数多くの運動を通して貴重な経験をつみ、『天は自ら助くるものを助く』の自覚を新たにするとともに正しい組織方針を確立し、(中略)中小企業家の会を発足せしめんとする」
- 8) 赤石義博(2007)「季刊中小企業問題」「中小企業家同友会とともに45年」 pp11-12
- 9) 2012年度中小企業庁職員188人、2015年防衛装備庁職員1800人、約10倍。
- 10) 国の予算一般歳出に占める中小企業支出の割合。1980年0.79、85年0.66、90年0.55、2000年0.46、05年0.36、10年0.37、15年0.19、16年0.20、17年0.3、18年0.28
- 11) イギリス小企業連盟(FBS)。同友会と同じような自主的独立的な中小企業経営者の団体、1992年「小企業連盟・企業憲章」を提言し、8年後の2000年にEUで採択された「ヨーロッパ小企業憲章」に反映・結実した。瓜田靖(2015)「中小企業憲章・条例推進運動の成果と課題」企業環境研究年報第20号 pp56。三井逸友嘉悦大学先生からご教授いただいたと指摘。
- 12) OECD1996年勧告。「小企業は大企業とは別個の経済・社会的な存在であり、社会発展の源泉である」「中小企業、雇用、イノベーション、経済成長」。EU16カ国の1993、94年の2つの「2年ごとの期間」について、中小企業の売上高の伸び率が大企業の伸び率よりも大きければ大きいほどGDPの成長が次の年に高まる」ことを統計的に実証した。
- 13) 永山利和氏(当時日本大学教授)中同協(2002)「企業環境研究年報」第13号。同じく第20号瓜田靖論文 pp56で、永山氏が全国中小企業団体連絡会と2001年12月に欧州視察をし、「ヨーロッパ小企業憲章」採択を知り、その意味と背景について「中小企業家しんぶん」2002年7月5日号で執筆していると指摘している。
- 14) 壮大なドラマの幕開け。2003年5月、「要望・提言」(1)、(2)、(3)。2003年7月、中同協第35回定時総会、運動提起。2003年8月、中同協第1回常任幹事会「学習運動として展開を確認」。2004年6月、憲章討議素案を提案。2004年7月、中同協第36回定時総会「4つの柱」。2004年8月、中同協第1回常任幹事会「学習運動推進本部」設置承認。2004年9月、中同協「全国広報・情報交流会」広く深く確認。2004年10月、各同友会政策委員会、本格討議が可能となる。2004年11月、「憲章学習運動」推進交流会、全国的スタートを切る。2005年1月、専門委員会、連絡会、部会代表が活動交流。2005年3月、憲章学習本部第1回会議(政策委員会)と合同。「3つの課題」。2005年7月、中同協第37回定時総会、中同協第1回常任幹事会、「憲章制定運動推進本部」と改称
- 15) 2017年7月に亡くなられる直前に書かれた橋本嘉雄氏(中同協元副会長、顧問)の「先に逝きます」小冊子 pp2-5
- 16) カール・マルクス(1964)「マルクス、エンゲルス全集、第13巻」「経済学批判」序文 大月書店 pp9
- 17) 日本中小企業家同友会設立趣意書の冒頭には、「我等はここに新たなる日本中小企業家同友会を結成するに当り、我等の会は中小企業家の、中小企業家よる、中小企業家のためのものであることを宣言する」(1957年4月)
- 18) 宮崎県中小企業家同友会(2018年)「豊かな未来をひらく——中小企業は地域のインフラ——」、結城美佳宮崎同友会事務局長(2018年11月中同協政

策担当事務局員研修交流会での報告)

- 19)「落穂集」大道寺友山重祐(1728年ごろ成立)「権現様御代毎年秋先ニ至リ、諸代官衆支配地の御暇をくだされ候節ハ何れも御前へ召しなされ、御直ニ上意を以て件々を仰せ聞かされ候通、郷村之百姓共をハ死様生様ニと合点して収納申付様ニとの上意をハ、毎年仰せいだされたる事ニ候」大炊頭土井利勝(家康に仕えた下総古河16万石、1573-1644)が家来に申し聞かせたことば。
- 20) 赤石義博(2007)「季刊中小企業問題」122号 pp6
- 21)「三本部」、中小企業憲章・条例推進本部、5万名推進・組織強化本部、情報化推進本部。
- 22)「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン(討議資料)改訂版(案)」。2016年10月中同協中小企業憲章・条例推進本部。2019年中同協第51回定時総会(50周年)で確認、外部発信する予定。

参考文献

- 〈1. なぜ同友会が「中小企業憲章」を提唱したのか〉
奥田 碩(2003)「活力と魅力溢れる日本をめざして」文藝春秋
- 永山 利和(2007)「行財政改革と中小企業政策(下の1)」「企業環境研究年報 第12号 pp56
- 永山 利和(2004)「人の見える社会づくり—新自由主義の潮流を超えて」企業環境研究センター
- 吉田 敬一(2004)「グローバルゼーションと中小企業の岐路(上)・(下)」駒澤大学経済学会 pp14-21
- 内橋 克人(2005)「『共生経済』が始まる—競争原理を超えて」日本放送協会 pp65-66
- 辺見 庸(2009)「しのびよる破局」大月書店 pp14-159
- スティープン・グリーンハウス(2009)「大搾取」曾田和子訳 文藝春秋
- ジャレド・ダイヤモンド(2005)「文明崩壊(上),(下)」草思社
- ダグラス・ラミス(2004)「経済成長がなければ私たちは豊かにならないだろうか」平凡社ライブラリースティグリッツ(2003)「人間が幸福になる経済とは」徳間書店
- レスター・ブラウン(2002)「エコ・エコノミー」家の光協会出版
- 植田 浩史(2016)「戦争と中小企業」中同協第48回定時総会第3分科会報告 pp30-37
- 大田 堯(2017)「大田堯自撰集成」藤原書店
- 富山 和子(2001)「環境問題とは何か」PHP 新書
- 中同協(2007)「語り継ごう、平和への熱い想い」
- 寺島 実郎(2007)「経済人はなぜ平和に敏感でなければならないか」東洋経済社
- 中同協(2008)「THINK SMALL FIRST—ヨーロッパ視察報告」
- 福島 清彦(2002)「ヨーロッパ型資本主義—アメリカ市場原理主義との決別」講談社現代新書 pp117-240
- 瓜田 靖(2015)「中小企業憲章・条例推進運動の経緯と活動の歩み」企業環境研究年報第20号 pp56

〈2. 「中小企業憲章制定運動」とは何か〉

- 中同協(1975)「中小企業における労使関係の見解」「人を生かす経営」収録 PP3-6-9
- エティエンヌ・ド・ラ・ボシュ(2013)「自発的隷従論」山下浩嗣訳 ちくま学芸文庫
- 古在 由重(1984)「和魂論ノート」岩波書店 pp161-166
- 赤石 義博(2007)「幸せの見える社会づくり」中同協 pp31.157, pp123-125
- 「中小企業問題」NO.122特別インタビュー「中小企業家同友会とともに45年—縦横に語る」赤石義博 pp1-15
- 田中 敏博(2015)飛翔104号、「歴史のなかの中小企業憲章」京都同友会 pp50-51

〈3. 憲章運動の主体的担い手の考察〉

- サミュエル・スマイルズ、竹内均訳(2002)「自助論」三笠書房
- 田口信史編訳(2017)「新訳 貞観政要」PHP 研究所
- カール・マルクス(1964)「マルクス、エンゲルス全集、第13巻」『経済学批判』序文 大月書店 PP9
- カール・マルクス「共産党宣言」マルクス=エンゲルス大月書店 pp25
- フリードリッヒ・エンゲルス「空想から科学へ」石田精一訳 新日本出版 pp49-59
- P.F.ドラッカー(2007)「イノベーションと企業家精神」上田惇生訳 ダイアモンド社 PP15-16
- 大江健三郎(2013)「晩年様式集、インレイトスタイル」講談社 pp324-331

〈4. 政府「憲章」の矛盾その克服への道〉

- 中同協 2010.5.20「中小企業憲章草案」
閣議決定 平成22年6月18日「中小企業憲章」
「中小企業問題」NO.131「閣議決定された中小企業憲章—その評価と今後その内容をどう生かすか」大橋正義、杉村征郎 pp1-16
- 中同協 2015.2.3「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン」改訂版(案)
「中小企業問題」NO.137「中小企業憲章推進月間の成果と教訓」国吉昌晴 pp1-8
- 「中小企業問題」NO.139「アベノミクスを中小企業の立場からどう見るか」黒瀬直宏 pp1-8

〈5. 同友会運動における「憲章・条例運動」の成果と展望〉

- ジェイン・ジェイコブズ(2012)「発展する地域、衰退する地域」中村達也訳 ちくま学芸文庫
- 岡田 知弘(2005)「地域作りの経済学入門—地域内再投資論」自治体研究社 pp16-139
- 金子勝、高端正幸編著(2008)「地域切り捨て—生きていけない現実」岩波書店 pp184
- 杉原五郎(2014)「まちづくりと中小企業経営への挑戦」文芸社 pp79-146
- 中同協(2009)第41回定時総会議案「どのようにして日本経済と地域経済を再生させるか」
- 中同協(1999)「中同協30年史」編纂委員会：河野先、田山謙堂、大林弘道他 pp20-22
- 日中韓3国共通歴史教材委員会(2005.5)「未来をひ

- らく歴史—東アジア3国の近現代史」高文研
「中小企業問題」NO.142「エネルギーシフトと仕事づ
くり、地域づくり」菊田哲 pp23-28
森嶋 通夫（2001）「日本にできることは何か—東ア
ジア共同体を提案する」岩波書店
中同協（2013）池内秀樹「企業環境研究年報第18号、
東アジア視察報告—中小企業憲章の東アジア展開
を展望して」